金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と、当社「生命保険事業におけるお客様本位の業務運営方針」の対応関係について（簡略版）

当社はお客様の人生を共に考える立場から、金融庁が公表している「顧客本位の業務運営に関する原則」に共感し、当該原則に基づき「生命保険事業におけるお客様本位の業務運営方針」を策定しました。これらの対応関係は以下のとおりです。

なお、金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」の原則2～7（（注）を含む）の詳細は、金融庁指定のフォーマットで作成した以下リンク先の対応関係表をご確認ください。

※リンク先：金融庁所定フォームで作成をした対応関係表

		1.「お客様へのお約束」の追求	2.お客様利益の最大化	3.重要事項の分かりやすいご説明	4.特に配慮が必要なお客様へのご案内	5.社員一人一人によるお客様と社会への価値創造
原則2		○				
	（注）	○				
原則3			○			
	（注）		○			
原則4		非該当（生命保険の保険料以外に、お客様に手数料その他の費用をご負担いただく業務は行っていないため）				
原則5				○		
	（注1）			○		
	（注2）	非該当（複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨等はないため）				
	（注3）			○		
	（注4）			○		
	（注5）			○		
原則6					○	
	（注1）				○	
	（注2）	非該当（複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨等はないため）				
	（注3）	非該当（当社は生命保険代理店業であり、金融商品の組成に携わらないため）				
	（注4）	非該当（代理店業務委託契約を締結している生命保険会社は、外貨建保険・変額保険の商品はないため）				
	（注5）				○	
原則7						○
	（注）					○